

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会

議 事 錄

令和7年度 第1回

令和7年8月20日(水)開催

1 日 時 令和7年8月20日(水) 13時30分～14時35分

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出 席 者

公益委員 3名中3名出席

伊藤慎一 嶋峨 宏 堀井 潤

労働者委員 3名中3名出席

後藤正文 曽我章生 新関直人

使用者委員 3名中3名出席

小野秀人 境田未希 時田祐司

[事務局] 秋田労働局

山口労働基準部長 佐藤賃金室長 佐藤賃金室長補佐

我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1) 特別小委員会委員長及び委員長代理の選出について
- (2) 「既設4特定最低賃金」の改正の必要性の有無に関する参考人意見聴取について
- (3) 「既設4特定最低賃金」の改正の必要性の有無について
- (4) その他

5 配付資料

資料番号1 令和7年度秋田地方最低賃金審議会「秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会」委員名簿

資料番号2 秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金に関する特別小委員会運営要領

資料番号3 秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱に関する覚書

資料番号4 全国の特定最低賃金決定状況(秋田県で決定されている特定最低賃金)

資料番号5 令和7年度特定最低賃金の申出審査状況

資料番号6 令和7年度特定最賃改定申出に係る協約等の最低賃金額調(非鉄)

資料番号7 令和7年度特定最賃改定申出に係る協約等の最低賃金額調(電子)

資料番号8 令和7年度特定最賃改定申出に係る協約等の最低賃金額調
(自動車製造)

資料番号9 令和7年度特定最賃改定申出に係る協約等の最低賃金額調
(自動車小売)

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和7年度第1回秋田地方最低賃金審議会 特定最低賃金に関する特別小委員会を開催いたします。本年度最初の特別小委員会ですので、委員長と委員長代理が選出されるまで、事務局で司会進行を努めさせていただきます。

特別小委員会の委員の皆さまにつきましては、秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金に関する特別小委員会運営要領の3の規定に基づき、8月19日の秋田地方最低賃金審議会の議決により会長が指名した方々であり、資料番号1として名簿を提出させていただいております。

本日は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名の委員が出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項を準用し、「委員の3分の2以上又は各代表委員の3分の1以上」の出席が得られましたので、本特別小委員会は成立しましたことをご報告いたします。

それでは、さっそく議題1「特別小委員会の委員長及び委員長代理の選出について」に入らせていただきます。特別小委員会の委員長及び委員長代理は、資料番号2特別小委員会運営要領の第4の規定により、公益を代表する委員のうちから、委員が互選することになります。

本委員会におきましては、従来、公益代表委員の間で互選をしていただき、その結果について労使委員双方から承認をいたしました。今回も従来の方法でご異議ございませんでどうか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

異議なしとの声がございましたので、従来どおり進めさせていただきます。

それでは、本会議に先立ち行われました、公益代表委員による、委員長及び委員長代理の互選について、公益委員を代表して伊藤委員からご報告をお願いいたします。

○伊藤委員

公益委員で互選させていただいた結果、委員長に堀井委員、委員長代理に嵯峨委員となりましたことを報告いたします。

○杉本賃金調査員

ただ今、伊藤委員からご報告いただきましたとおり、委員長に堀井委員、委員長代理に嵯峨委員を互選したとのご報告をいただきました。労使委員からご異議等ございますでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

労使委員からご異議なしということで委員長に堀井委員を、委員長代理に嵯峨委員を選出することで承認いただきました。それでは、委員長が決まりましたので、これから議事進行は堀井委員長にお願いいたします。

それでは、堀井委員長よろしくお願ひいたします。

○堀井委員長

本特別小委員会の委員長に選任されました公益委員の堀井でございます。よろしくお願ひいたします。

連日の審議、皆様、大変お疲れさまです。また、スケジュールがタイトになっておりますがよろしくお願ひいたします。

特定最低賃金につきましては、労使各側のコンセンサスの下に決定されるべきであるという考え方から、改正の必要性の調査審議においても「全会一致」の議決によることとされておりますので、皆さまのご協力をよろしくお願ひいたします。

本日の議題は、議題2「既設特定最低賃金」の改正の必要性の有無に関する参考人意見聴取について、議題3「既設4特定最低賃金」の改正の必要性の有無について、議題4「その他」となっております。審議に入る前に、事務局から資料等について説明をしてください。

○佐藤賃金室長

私からは、インデックスについております資料3と4について説明させていただきます。

はじめに、資料番号3「秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱に関する覚書」についてです。覚書の2に、特定最低賃金の決定等の必要性審議は、特別小委員会において審議するものとする、と記載されており、3には、特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定されており、特定最低賃金の金額の決定又は改正の金額に関する調査審議においても可能な限り全会一致に向けて努力するものとする、と記載しております。

これらに加え、ここ数年、秋田県最低賃金が大幅に引き上げられたことから、特定最低賃金の改正の必要性については真摯に審議すべきであるとの意見があつたことを踏まえま

して、今回から、各産業の関係労使参考人から意見聴取を行うことといたしました。趣旨をご理解の上ご審議くださるようお願ひいたします。

次に、資料番号4は、申出のありました4つの特定最賃に関する全国の同種特定最賃の昨年度までの決定状況でございます。色が濃く網掛けとなっているのが、秋田県の状況となります。審議の参考としていただければと思います。私からの説明は以上となります。

資料番号5以降につきましては、この後、我妻指導官から説明させていただきます。

○我妻賃金指導官

令和7年度特定最低賃金の申出審査状況について報告いたします。資料5をご覧ください。今年度は、既設の4産業から申出があり、いずれも労働協約ケースでの申出であります。

資料の上から5段目の欄が申出の要件でございます。労働協約ケースでは、昭和61年の中賃の答申で要件が示されております。この要件は①賃金の最低額に関する定めを含む労働協約を締結しているものの合意による申出であること。②労働協約の適用を受ける労働者数が当該業種の労働者数のおおむね3分の1以上であること。となっております。

それでは、申出の審査結果等について説明いたします。最初に、非鉄金属製鍊・精製業でございます。合意書を提出したのは4組合で、いずれも有効な最賃協定書の写しが添付されておりました。次に、3分の1の要件ですが、労働協約の労働者数、組合員数は合計で865人でした。これに対し当該業種の基幹的労働者数は、今年の3月に秋田労働局に意向表明が提出された後、委員の皆様のところにも通知しておりますが、986人となっており、適用労働者割合は87.7%となり、おおむね3分の1の要件を満たしております。

次に電子部品等製造業ですが、合意書を提出したのは4組合でいずれも有効な最賃協定書の写しが添付されておりました。3分の1の要件ですが、労働協約の労働者数、組合員数は合計で3,050人、これに対し基幹的労働者数は9,391人、よって適用労働者割合は32.5%となり、おおむね3分の1の要件を満たしております。

続きまして、自動車・同附属品製造業ですが、合意書を提出したのは2組合でいずれも有効な最賃協定書の写しが添付されておりました。3分の1の要件ですが、労働協約の労働者数、組合員数は合計で936人、これに対し基幹的労働者数は2,088人、よって適用労働者割合は44.8%となり、おおむね3分の1の要件を満たしております。

最後に、自動車(新車)、部分品等小売業ですが、合意書を提出したのは9組合でいずれも有効な最賃協定書の写しが添付されておりました。3分の1の要件ですが、労働協約の労働者数、組合員数は1,075人、これに対し基幹的労働者数は2,816人で、適用労働者割合が38.2%となり、おおむね3分の1の要件を満たしております。

次に、ほかの資料についてですが、次の資料6は非鉄金属についての協約等に記載されています最低時間額を表にしたものでございます。この表の後ろに申出のあった組合と事

業場との協定書、確認書等の写しを添付しております。以下、同じように資料7電子関係、資料8自動車製造関係、資料9自動車小売関係となっております。

私の説明は以上となります。

○堀井委員長

ただ今の事務局の説明について、何かご質問等ございますか。

特にないようですので、それでは、先ほど事務局から説明がありましたが、議題2の「既設の特定最低賃金4件の改正の必要性の有無に関する参考人意見聴取について」の審議に入ります。

既設の特定最低賃金4件の改正の必要性の有無につきましては、各特定最低賃金の関係労使参考人から、意見聴取を行いたいと思います。意見聴取後、委員から質問、意見等があれば述べていただくことといたします。

初めに、非鉄金属製鍊・精製業の意見聴取を行います。

参考人をお呼びいただきたいと思います。

○杉本賃金調査員

本日出席予定でした、労働者側 基幹労連秋田県本部事務局長 吉田参考人、使用者側 小坂製鍊株式会社総務部総務課長 井出参考人ですが、お二方とも業務の都合で、急遽欠席となっております。

なお、参考人からは意見書が提出されております。

○堀井委員長

参考人が、業務の都合で急遽欠席ということですが、意見書が提出されているとのことですので、事務局で読み上げてください。

○佐藤賃金室長

お手元に写しを配布させていただいておりますので、読み上げます。

令和7年8月20日

特定最低賃金の必要性に関する意見書

日本基幹産業労働組合連合会秋県本部

委員長 伊藤 徹

1. 特定(産業別)最低賃金名

非鉄金属製鍊・精製業

2. 特定最低賃金の改定の必要性について

必要性がある

3. 必要性の理由

非鉄金属製鍊・精製業では高度な専門性や高い熟練度を必要とすることに加え、作業環境は高所、高温多湿な作業環境、粉塵や灼熱溶融物や危険物の取り扱いなど大変厳しいものであることに鑑みれば、当然のことながらその最低賃金は、地賃や他業種の産別最賃と比較して、より高い水準であって然るべきである。

今後、生産年齢人口が減少していくなかで、私たち非鉄産業の発展のためには、優秀な人材の確保は欠かせない。また優秀な人材を確保するためには、産業としての魅力を高めていかなければならず、適切な産別最賃は必要不可欠である。

労働者側の意見は以上です。

続きまして、使用者側の意見になります。

2025年8月20日

秋田地方最低賃金審議会

委員各位

小坂製鍊株式会社

総務課長 井出 幸伸

2025年度「非鉄金属製鍊・精製業」特定最低賃金に関する意見について

1. 業界を取り巻く環境

昨年度の日本経済を取り巻く環境については、業種・規模ごとの回復の濃淡が激しく、各種統計調査にも全体的に歪みが見受けられる。内閣府の発表によれば2024年度の実質経済成長率は0.8%、名目成長率が3.8%と、実質と名目の経済成長率の大きな乖離は変わっていない。そのような中、継続的な物価高騰が税収の増加に結びつく一方で、ガソリン、電力等生活に直結する物品の高騰は一般消費者のみならず、企業活動にも継続的に大幅なコスト負担としてのしかかっている。

非鉄金属業界については一部を除き金属価格は比較的安定しているが、電力価格の高騰は特に電力コストのかかる亜鉛製鍊所にとっては変わらず死活問題である。また電力のみならず、インフレに伴う物品コスト負担など、業界は四面楚歌の状況におかれている。非鉄金属製鍊は基本的に製品価格にコストを転嫁できない業種であり、物品およびエネルギーコストの上昇は企業体力を著しく消耗させることとなる。

また、EUによって仕掛けられた「脱炭素」問題は、企業にとっては巨額な投資が必要である。労働力不足解消へ向けた省力化、省人化投資などと併せて、各企業は極めて困難な状況下に置かれている。

2. 改定の必要性の有無について

前述のような状況に対して、近年各社労使双方の協力の結果、労働力不足に対する採用競争力強化の流れにより、賃上げが行われている。昨年度非鉄金属製鍊・精製業にお

いては特定最賃をプラス50円増額しているが、その影響率の低さはその賃上げが各社労使主導で問題なく行われてきた結果として現れている。

前述の通り各社労使主導の賃上げの結果、ほぼ全ての事業所の賃金は特定最低賃金を大きく超えており、基本的に改定の必要性は全くない。しかしながら、我々も非鉄金属製錬・精製業の特定最低賃金を適用している全ての事業所を把握している訳ではなく、彼らの賃金が主要事業所と同じく特定最低賃金を大きく超えているかがわからない以上、足元改定の必要性はあるものと考える。

昨今労働力不足に伴う業務効率化が騒がれる中、各種会議も効率化が必要である。今回はともかく、残り全ての適用事業所が判明し、かつ特定最低賃金を大きく超えた賃金であることが判明した際には、非鉄金属製錬・精製業における特定最低賃金の廃止が視野に入ることから、行政にも協力いただき情報を詳らかにしたうえで、本当に会議が必要なのか改めて考えるべきタイミングにあると考える。

以上です。

○堀井委員長

ありがとうございました。委員の皆様からご質問、ご意見等ございますか。

特にないようですので、これをもちまして非鉄金属製錬・精製業に係る参考人意見聴取を終了いたします。

次に、電子部品・デバイス等製造業の意見聴取を行います。参考人をお呼びいただきたいと思います。

【 参考人着席 】

○堀井委員長

事務局から、参考人を紹介してください。

○杉本賃金調査員

それでは、参考人をご紹介いたします。

労働者側 JAM秋田 事務局長 後藤参考人です。

使用者側 株式会社ホクシンエレクトロニクス 代表取締役社長 佐藤参考人です。

同じく使用者側 東電化工業株式会社 代表取締役社長 若泉参考人です。

○堀井委員長

それでは参考人からそれぞれ意見を述べていただきます。初めに、労働者側 後藤参考人からお願ひいたします。

○後藤参考人

労働者側代表の後藤です。よろしくお願ひいたします。資料5ページをご覧ください。ポイントを絞ってお話したいと思います。

初めに、電機産業の状況ということで、東北財務局秋田財務事務所が発表した7月の県内経済情勢報告では、特に電子部品・デバイスについては、「スマートフォン向けが落ち込んでいるものの、車載向けで持ち直しており、底堅い動きとなっている」としています。

こういった中で、電機産業はわが県における主要産業であります、一方で、特定最賃については、県内の既設4業種の中では一番低い実態にあります。地賃に対しても7円上回っているだけという状況です。

一方、ここ数年の地賃の大幅な引き上げに伴い、電子デバイス等製造業でも金額改定による影響率が非常に高くなっています、昨年は15.2%、一昨年は21.2%などの結果から、裾野の広いと言われる電機産業の事業経営に対する相当な影響があることは、労働者側委員としても認識しております。

その上で、必要性有無に関する意見ということで、特定最賃はその産業に必要であるとの関係労使の意向により設定されたという経緯があります。特定最賃は地賃とは対象者、役割・機能が異なるということで、当該産業の魅力や優位性を高めたり、また公正競争の観点からも当該産業全体の賃金水準を、当該労使のイニシアティブによって決定していくことが出来る機能を持った制度だからと考えています。

当審議会の中でも、金額審議に関する議論とは別に、特定最賃制度は必要なものであり、特に当該使側の委員からも廃止しようとするような意図がないことは都度確認してきました。

先ほども申し上げたとおり、最近の地賃の大幅な引き上げに伴い、特定最賃の優位性の確保が困難になっていることは、当審議会の中でも共有され、労側委員としても考え方について明らかにしてきた経緯がございます。当該使側の委員からは、廃止にはしないけれども、一時的に休止するというやり方があるのではないかと話しをされたことがあります、これは即ち改定の必要性無しとすることだと思います。

しかし、現在の地賃と特定最賃の法定額を見比べた場合、毎年一定の改定を続けていかなければ、特定最賃額が容易に地賃を下回っていくことは明らかです。このような場合、他の地方の事例をみると、一旦「改正の必要性なし」となったものを翌年以降に再び「必要性あり」とすることは、非常に困難な状況となっております。運用上は上回った地賃の法定額が当該産業にも適用されるのですが、制度上は最後に改定した時点の金額が当該産業の法定額として表記され続けることになります。今年3月の秋田地方最低賃金審議会の中で、使側委員からは、この状況を指して「置き去りにされている。そのまま放置されているので、出来るだけ廃止の手続きをしっかりしなさいと言われている。」との発言があり

ました。

このことは、当該労使がこの間確認し築いてきた信頼関係とは相いれない内容だと思っております。このような背景から、当該労側委員としては金額審議上の水準は制度を維持するうえでも、改正の審議自体が必要であり即ち改正の必要性があるという立場です。以上です。

○堀井委員長

ありがとうございました。

続いて、使用者側 佐藤参考人からお願ひいたします。

○佐藤参考人

資料を持ち合わせていなくて大変申し訳ございません。

今、県最賃の方も決めている最中ですが、第一に申し上げたいのは、伸び率が急激に上がっていることが、使用者側では一番引っかかるところではあります。電子デバイスの魅力や優位性があるということで働いている業界にいる私も、そういう業界だよねと、という後ろ支えはありますが、ただ実際現実、業界的に秋田県の出荷額としては県内では一番ですが、全国で見たら、群れているかというと、あまり高くはない低い方のレベルであることも事実です。そういう中で、優位性だけを前に出して、金額を決めていくというのは怖いのかなと思います。現実、最終的には労働者側の時間単価、時給ですが、そういうところに反映されていきますが、今この現時点で、うちの事業所も含めて、労働者の意見を聞いたわけではありませんが、工業だから単価が高い、時給が高いから選ばれるかというとそうではなく、自社が支払うことのできる金額、最低賃金プラスアルファになっていると思いますが、そういうところで、募集をかけたりして、働く方を決めていきますので、電子デバイスだから高いとか、そういう意識は、世間一般の方は少ないというのも正直感じています。

その中で廃止する、今後一切やめましょうという意図はありませんが、今現在ありませんが、例えば、今年これだけ上がりそうという状況の中、いったん止めるもしくは、正直申し上げて、毎年議論させていただきますが、一般的に県の最賃から優位性を持った金額と言える金額の差とは口頭では言えませんが、そこを求められると継続は難しいと思っております。簡単ですが以上です。

○堀井委員長

ありがとうございました。

続いて、同じく使用者側の若泉参考人、お願ひいたします。

○若泉参考人

私も書面の方を提出せず申し訳ございません。

佐藤委員からもお話があったとおり、我々電子デバイスは、秋田県の中でもリーディング産業約30%と言われていますが、県の出荷額、それは我々自負しています。ただ、他の業界だとか、先ほど下で雑談していましたが、特に私の会社のことを言いますと、非常に価格転嫁がしづらい業界だと思っています。ですので、地方最低賃金が決まった分、当然そこを目安に、地方最低賃金というのは、中央の目安と県内の情勢を鑑みて決めていくものだと思いますが、地賃の上がり幅を目安に特定最低賃金の上がり幅を決めているのも一部あるとは思っています。本来の決め方とは違うとは思いますがあるとは思っています。

すると、どうしても地賃の上がり方に引っ張られる。業界が仮に衰退していても地賃が上がっているからその分、そこまではせめて上げなければと特定最賃の場合どうしても出てくる。そこはわからないでもない。ただ、電子デバイスの貯蓄の部分がすでに7円しかなく、果たして今回、地賃がいくらで決まるかという問題もありますが、それに見合った今までの7円の貯蓄をはき出して果たしてどれだけの会社が生き残れるのかというのを疑問に思います。

もう一つは、国の方から中央の目安を超えた都道府県は支援をするという話があったはずですが、国の支援内容は具体化されていない。すると、使用者側としては、決して支援頼みではありませんが、こういう支援があるからとか、例えば県の方でも施策があればありがたいですが、こういうものがあるからこれくらい頑張って上げてくれというものがなければ先に踏み出せない。何をくれるのかわからないのに、何を助けてくれるのかわからないのに、これだけ上げなさいと言われても。非常に言い出しづらいところがあります。

私も特定最低賃金の委員を何年かやらせてもらっていますが、以前は法人税率2%ずつ下げていきましょうという話もありました。そういう部分が原資に回っていく、人件費に回っていくというものが、使用者側としてはどこからその部分を、払いたくないわけではありません。給料なので高い方が良いのは決まっています。だけども、使用者として、その原資をどこから持ってくるのかというのが、不透明な中で、目安がない決め方、ようは、地賃がこれだけ上がったとか、中央の目安がこうだったから特定最賃もこれだけ上げましようは、ちょっと乱雑なような乱暴なように気がします。

ただし、人口流出の問題や県の経済の発展を考えるとある程度、追従していく必要性は私は個人的には感じていますので、議論していくうえで、今県内の業界、電子デバイスはどういう市況観なのか、それと先に決まる地賃の上がり幅、これをきちんと議論して労使交渉しっかりとして、決めていただければありがたいと思います。以上です。

○堀井委員長

ありがとうございました。ただいま3人の方から意見を頂戴しましたが、委員の皆様か

ら質問やご意見はございますか。

特にないようですので、これをもちまして電子部品・デバイス等製造業に係る参考人意見聴取を終了します。ご意見はこの後の審議の参考とさせていただきます。

【 参考人退出 】

○堀井委員長

次に、自動車・同附属品製造業の意見聴取を行います。参考人をお呼びいただきたいと思います。

【 参考人着席 】

○堀井委員長

事務局から、参考人を紹介してください。

○杉本賃金調査員

それでは、参考人をご紹介いたします。

労働者側 スズキ部品秋田労働組合書記長 牧野参考人です。

本日出席予定でした 使用者側 株式会社スズキ部品秋田管理部部長 土田参考人ですが、業務の都合で急遽欠席となっております。

なお、土田参考人からは意見書が提出されております。

○堀井委員長

使用者側参考人は欠席とのことですので、本日は、労働者側参考人からのみ、意見を述べていただくこととなります。それでは、労働者側 牧野参考人、お願ひいたします。

○牧野参考人

自動車・同附属品製造業の労働者側代表 牧野正人と言います。よろしくお願ひいたします。

日本の平均賃金は OECD(経済協力開発機構) 加盟対象国 34 カ国中 26 番目の低さであり、OECD 加盟国の平均を下回っています。停滞する現状を打破すべく、賃上げに向けた流れが進み始めており、今こそ転換の動きを加速させなければなりません。

そのためには、高付加価値生産性を提供する自動車産業が特定最低賃金においても、積極的に取り組み、経済の好循環に繋げていく必要があります。

又、物価上昇局面においては、最賃近傍で働く労働者は、これまで以上により高い賃金

を提供する産業を求める流れしていくことが容易に想像できます。その点においても特定最低賃金の優位性を確実に担保し、産業の魅力を高めていくことで、労働者の確保・定着に繋げていかなければならぬと考えます。

自動車産業の魅力向上ということで、産業の人材確保・流出防止や公正競争の確保の観点から、特定最低賃金は不可欠であり、かつ産業に相応しい水準であるべきと考えます。

自動車産業において喫緊の課題である人材の確保・流出防止については、全業種において、年々深刻な状況となっていることからも、産業の生み出している付加価値、または仕事の質・内容に相応しい水準の特定最低賃金を確立しなければなりません。アルバイトの募集賃金に代表される地域別最低賃金と同程度の水準では、自動車及び部品の製造といった高付加価値業務を担う人材の確保もままならず、将来にわたる自動車産業の競争力の源泉を失いかねないと思います。

自動車産業の付加価値生産性についてですが、産業の高い付加価値生産性に見合った水準の特定最低賃金が必要あります。

就業人口のおよそ1割、約554万人を占める国内の主要産業である自動車産業は、これまで高い付加価値生産性を生み出し続けており、雇用の裾野の広さも相まって、日本経済・地域経済に対して大きな貢献を果たしています。秋田県に関しても同じと考えています。

その競争力の源泉は、自動車産業が生み出し続けている高い付加価値生産性にあり、それに見合った特定最低賃金を設定しなければ、公正な競争環境が確保できないことのみならず、自らが生み出している高い付加価値をも毀損させることに繋がりかねません。

以上の内容により特定最低賃金は必要と考えます。以上です。

○堀井委員長

ありがとうございました。

続いて、使用者側参考人につきましては、業務の都合で急遽欠席となりましたが、意見書が提出されているとのことですので、事務局で読み上げてください。

○佐藤賃金室長

それでは、9ページをご覧ください。

自動車・同付属品製造業

使用者側 土田敬司

参考人意見書

自動車産業は現在、100年に一度の大変革期を迎えております。自動車業界の変化を象徴するキーワードにC A S E があり、これらの変化に対応するため、技術開発やビジネスモデルの変革を加速させています。

日本の自動車産業においては大変革期の中、中国など諸外国の自動車メーカーとの競争の激化にも対応して行かねばなりません。

自動車部品業界も電動化や自動運転技術、MaaS の普及により、エンジン部品の需要は減少する一方、EV 関連部品の需要が増加しております。部品メーカーは技術開発や事項転換を早急に進めて行かなければならない状況ですが、一部機関の報告では 2035 年には労働力不足が 2023 年の 1.85 倍になると予測されています。

変革の波に対応する為にも新たな人材の確保は急務であり、産業の魅力を高め雇用確保・定着に繋げるには、特定最低賃金の優位性を確実に担保する事は重要であると考えます。

【自動車産業の賃金状況】

日本の自動車産業の賃金は、自動車総連の集計では 2024 年の春闘で賃上げ率 5.3% に達し、総額で 15,785 円の賃上げとなり、1975 年以降で最高の水準となりました。2025 年の春闘でも定期昇給分を含め 5 % 以上の賃上げを目標に掲げ、大企業を中心に高い水準で交渉が決着しております。

ただ、実質賃金としては物価上昇が賃金上昇を上回る状況が続いている、マイナス傾向にあります。

【自動車業界への関心度】

人口減少、少子高齢化による労働力不足など労働力人口の減少により、業界をまたいでの人材の奪い合いの様相が見られており、かつては花形産業であった自動車業界が、「選ばれない」時代になってきております。その理由のひとつに挙げられるのが若者の車離れです。車は単なる移動手段として捉えられるようになり、車に対する関心の低さから、自動車産業の存在感は相対的に低下しています。

自動車産業としても日本国内だけを見ると海外での生産数を大きく増やす一方で、国内では市場規模が縮小していることから、自動車産業が選ばれない理由に挙げられます。

また自動車産業に限ったことではないのですが、製造の現場では「3K」と呼ばれる「きつい」「汚い」「危険」という負のイメージを払拭できていないことも、選ばれない背景として無視できません。この負のイメージからの脱却も、製造業に人材を集めうえでの課題といえます。

【秋田県内での人材確保】

総務省によると秋田県の人口減少率は、昨年の同じ時期と比べ 1.84% と 12 年連続で全国で最も大きくなっています。年齢別では 15 歳未満が総人口に占める割合の 8.77% と全国で最も低くなつた一方、65 歳以上は総人口に占める割合の 39.25% と全国で最も高くなり、少子高齢化が顕著となっており、県内の若年層の都市部への流出や、高年齢化による労働力人口の減少により人手不足が深刻化しています。

ただ、令和 7 年 3 月新規高校卒業者の県内就職希望者数は 1,248 人と同同期比でプラ

ス 117 人と地元志向が強まっている傾向も見受けられます。

秋田県は、自動車産業のサプライチェーンの一翼を担っており、雇用確保は重要な課題です。他業種や県外への人材の流出を防ぐためにも、業態に見合った特定最低賃金の設定は必要と考えます。

以上です。

○堀井委員長

ありがとうございました。委員の皆様からただ今の意見について、質問やご意見はございますか。

特にないようですので、これをもちまして自動車・同附属品製造業に係る参考人意見聴取を終了します。ご意見はこの後の審議の参考とさせていただきます。

牧野参考人には大変お忙しいところありがとうございました。

【 参考人退出 】

○堀井委員長

次に、自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業の意見聴取を行います。参考人をお呼びいただきたいと思います。

【 参考人着席 】

○堀井委員長

事務局から、参考人を紹介してください。

○杉本賃金調査員

それでは、参考人をご紹介いたします。

労働者側 自動車総連秋田地方協議会事務局長 保坂参考人です。

使用者側は、秋田県自動車販売店協会 専務理事 佐々木参考人においていただく予定でしたが、県最賃が答申されていない状況では、最終的な意見を述べることができないとの申出があり、欠席となります。

○堀井委員長

使用者側参考人は欠席とのことですので、本日は、労働者側参考人からのみ、意見を述べていただくこととなります。

それでは、労働者側 保坂参考人お願いいたします。

○保坂参考人

それでは、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業の必要性を求める参考人意見を述べさせていただきます。

1. 基本的考え方。自動車産業の永続的な発展に向けては、産業の魅力向上や人材確保などの継続的な取り組みが不可欠であり、そのためには産業で働く者の視点から特定最低賃金の取り組みを着実に前に進めていく必要があります。

公労使が自動車産業の置かれている実態を認識し、将来に向けて産業の競争力を高めていくために三者で協議を重ね必要性ありの結論を導き出していただきたいと思います。

2. 自動車産業の状況。日本政府は2035年までにガソリン車の新車販売を終了する目標を掲げ、これまでの内燃機関を搭載した車から、電気自動車や燃料電池車などの電動車へのシフトを意味します。これを受け各自動車メーカーは、電機産業も巻き込みながら、電動車の開発競争を激化させています。この大きな転換は、単に動力源が変わるだけでなく、自動車の製造プロセスやサプライチェーン全体に影響を及ぼし、産業全体を大きく変えようとしています。

自動車産業は、国内の就業人口の約1割にあたる550万人を雇用する基幹産業であり、日本の経済・地域経済に多大な貢献をしてきました。しかし、少子高齢化や労働力人口の減少が今後も続くと見込まれる中、他の産業と同様に、自動車産業も人材獲得競争の厳しさが増しています。

電動化へのシフトは、自動車に求められる技術やスキルも大きく変えています。これまでの機械工学やエンジン技術に加え、バッテリー、モーター、ソフトウェア、AIなどの知識を持つ人材が不可欠になっております。こうした新しい分野の専門的人材の確保が急務となっており、既存の人材のスキルアップや再教育も重要な課題となっています。

3. 自動車販売の現状。秋田県内における自動車販売は、2020年から連続で前年度販売台数を下回る過去にない厳しい市場環境が続いていました。しかし2022年秋以降は半導体不足や部品供給も徐々に回復し2023年の県内新車登録台数は23,262台(前年度比122.3%)となり、4年ぶりに前年度を上回る結果となっています。しかし昨年2024年は前年割れとなっていましたが、2025年の単月では好調の兆しがありつつも、直近の4ヶ月連続で前年割れの状況が続いている。

加えて、自動車整備士をはじめとした慢性的な人材不足が続いているため、労働諸条件の改善による退職抑制や多様な採用など対策を進めていますが、解決には至っておりません。

4. 特定最低賃金の必要性。特定最低賃金は、地域別最低賃金では十分に報われない高い技能を必要とする労働者のために、労使で決める最低賃金です。全国はもちろん、秋田県内は少子高齢化で生産年齢人口が減少し、人材獲得競争は更に激しさを増しており、労働環境や賃金の改善は新規採用の獲得に欠かせない条件となっています。

自動車小売業は、単なる販売員だけでなく、高度な技術を持つ自動車整備士も含めるため、地域社会の生活を支える重要な産業です。とくに自動車整備士は、ガソリン車だけでなく電気自動車やハイブリット車など、多様な車種に対応する高度な技術が求められています。また、販売員も専門的な知識が必要で、単なる商品の販売だけでなく、顧客の生活をサポートする役割も担っています。

これらの高い技術を持つ労働者が、県最賃と同じ最低賃金では、能力に見合った待遇とは言えません。人材確保・定着のためにも高い技能に見合う最低賃金を設定することが不可欠です。「企業が自ら高い賃金を設定すればよい」という意見もありますが、労働組合のない中小企業では、十分な賃金設定が難しい場合があります。下請けの中小企業が人材不足になれば、大きな販売会社にとどても業務に支障が出る可能性があります。

自動車小売業は地域社会の生活に不可欠な産業であり、その労働者の高い技能に見合った特定最低賃金の改定は必要だと考えます。以上です。

○堀井委員長

ありがとうございました。先に申し上げたとおり、使用者側の参考人が欠席のため、労働者側の参考人意見のみとさせていただきました。委員の皆様から質問やご意見はございますか。

特にないようですので、これをもちまして自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業に係る、労働者側参考人意見聴取を終了します。ご意見はこの後の審議の参考とさせていただきます。

保坂参考人には、お忙しいところありがとうございました。

【 参考人退出 】

○堀井委員長

本日予定していた参考人意見聴取は終了となります。

続きまして、議題3の「既設の特定最低賃金4件の改正の必要性の有無について」ですが、昨日、第3回秋田県最低賃金専門部会が開催されましたが、結審せず、継続審議となつたところです。

現時点では改定県最賃の答申がされていない状況であり、自動車小売業の様に、そのような状況では最終的な判断ができないとのご意見もございました。また、改定県最賃が各特定最低賃金の協定最低額を上回ってしまうという可能性もゼロではありません。

県最賃の答申がなされていないこと、自動車小売業の使用者側参考人意見が聴取できなかつたということから、各特定最賃の改正の必要性の有無につきましては、9月4日に第2回特別小委員会を開催し、自動車小売業の使用者側参考人意見聴取を改めて行ったうえ

で、県最賃の答申額等も考慮の上で審議いただき、委員会としての結論を出したいと考えますが、いかがでしょうか。

○委員多數

異議なし。

○堀井委員長

ご異議ないようですので、9月4日第2回特別小委員会で審議のうえ、結論を出すことにしたいと思います。

事務局から、何か連絡はありますか。

○佐藤賃金室長

ただいま、ご了承いただきましたとおり、第2回特別小委員会を9月4日木曜日午前10時から、秋田市役所3階センタース洋室4において開催することといたします。開催通知につきましては、後日郵送させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日の特別小委員会の開催につきましては、以前ご説明させていただきましたが、当初は、県最賃が答申されていない場合は開催しない予定でおりましたが、県最賃の審議が大幅に遅れた場合など、開催しないことの連絡が遅くなる可能性があり、日程調整していただいた参考人に多大なご迷惑をおかけすることとなることから、開催させていただいたという経緯がございます。結果的に自動車小売りの使用者側参考人が最終的な意見を述べることができないとして欠席する事態となりましたことにつきまして、事務局として深くお詫び申し上げます。以上です。

○堀井委員長

ほかに何かご意見などございますか。

なければ、これをもちまして、第1回特別小委員会を終了します。

第2回特別小委員会もよろしくお願ひいたします。お疲れさまでした。